



助産師や看護師による  
育児支援・相談サービス事業を始めたい！

育休復帰や男性育休の取得促進  
に関する研修サービスを提供したい！

子連れで仕事ができる場所の  
設置運営を計画している

在宅で子育てしながら勤務ができる  
テレワークシステム提供事業を考えている

新たなビジネスチャンスの  
スタートを応援します！！

# サービス創造補助金のご案内

京都府子育てにやさしい職場環境づくり

審査の結果採択され実施される事業については、  
そのサービス内容を府の特設サイトにて広く発信させていただきます！！

**補助対象となる事業** 以下の①から⑤の要件を全て満たす事業が対象です。

① 労働者の職業生活家庭生活の両立支援に役立つサービスを府内企業等に対して提供する事業であること

〈事業例〉 ◆従業員に対して実施する育休取得後の復帰プログラム ◆子育て中のキャリア形成を支援する事業  
◆助産師、看護師等による育児相談サービス、産後ケアサービス ◆テレワークシステムの提案・提供  
◆子連れコワーキングスペース、子連れシェアオフィス及びレンタルオフィス等の設置・運営  
◆リバイバル休暇制度など、仕事と家庭の両立支援に役立つ制度の導入提案

② 京都府内で実施する事業であること

③ 本事業の公募開始日以降～補助事業完了日までに新たに開始する事業、  
又は前年度に本補助金の交付決定を受け、引き続き実施する事業であること

④ 公序良俗に反する事業でないこと

⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される事業でないこと  
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律[昭和23年法律第121号]第2条において規定する風俗営業等)

**補助額** 補助対象経費の**2分の1以内**(上限:300万円)

※前年度に本補助金の交付決定を受け引き続き実施する事業については2年間を通算し300万円が補助の上限額となります。

※補助金は予算の範囲内で交付し申請多数の場合等は補助金の減額又は不採択となることがあります。

**申請期間** 令和8年5月15日(金)～令和8年7月17日(金) **当日必着**

詳しくは  
裏面へ

## 1. 補助金事業の目的

「子育てにやさしい職場環境づくり」に役立つ多様なサービスメニューを、府内企業等に対してカフェテリア方式で提供できる基盤を構築するため、府内において《子育てにやさしい職場環境づくりサービス》を新たに実施する中小企業者等に対し、事業に要する経費の一部を補助するもの。

## 2. 補助対象者

以下の **ア** から **ウ** の要件を全て満たす者。

- ア** 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(=[A]を満たす者) または 創業を予定する者(=[B]を満たす者)であること。  
※みなし大企業に該当しないものに限る。

**[A]** 資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす会社 または 個人事業主

業種区分	資本金基準(資本金の額又は出資の総額)	従業員数*
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。下記の者は含まれません。

●日々雇い入れられる者 ●2カ月以内の期間を定めて使用される者 ●季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者 ●試用期間中の者

**[B]** 創業を予定する、下記どちらかに該当する者

- ・補助対象事業の完了日までに個人事業の開業の届出をし、中小企業者に該当する事業を営む者
- ・補助対象事業の完了日までに中小企業者に該当する法人の設立を行い、その代表者となる者

- イ** 公序良俗に反する者ではないこと

- ウ** 補助対象者 又は 法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと

## 3. 補助対象経費

【対象となる経費】

- 店舗等借入費 ●設備費 ●借料 ●謝金 ●旅費 ●マーケティング調査費 ●広報費 ●材料費・消耗品費 ●委託費 等

ただし、以下の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費(※)
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

※店舗等借入費・設備リース費等については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象となります。  
なお、事前着手届により承認を得た場合は、交付決定日以前の契約・発注及び支払についても対象とすることができます。

## 4. 補助対象事業期間

交付決定日～令和9年3月31日までとなります。※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

## 5. 申請期間・申請先

**申請期間** 令和8年5月15日(金)～令和8年7月17日(金) **当日必着**

**申請先** 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都府民総合交流プラザ 京都テルサ東館2階  
京都府商工労働観光部労働政策室 子育てにやさしい職場環境づくりサービス創造補助金 担当者 宛

必要書類

- (1) 交付申請書(別記第1号様式、別紙1～5) ※京都府のホームページからダウンロードできます。
- (2) 開業届の控えの写し 又は 履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内のもの) ※今後創業を予定する方については不要です。
- (3) 納税証明書(府税に滞納が無いことの証明書(発行後3ヶ月以内のもの))
- (4) 補助対象経費の積算根拠資料(見積書の写し等)

## 6. 交付決定後の注意事項

【来年度以降の事業の実施について】

今年度交付決定を受けた方が、来年度以降に補助金を申請する場合、同一の事業内容については補助の対象となりません。  
ただし、2カ年で通算した補助金が300万円以内である部分については、補助の対象とすることが出来ます。  
また、事業の内容に関わらず、同一の申請者による補助金の活用は最大2回までです。

京都府商工労働観光部 労働政策室 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都府民総合交流プラザ 京都テルサ東館2階

お問い合わせ

TEL 075-682-8925 E-mail [rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp)

【受付時間】月曜～金曜(祝日・年末年始除く)8時30分～12時、13時～17時15分